

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成 19 年松江市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前			
<p><u>(その他島根町内の停留所)</u></p> <p><u>第 2 条の 2 条例別表第 2(2)備考 1 のその他島根町内の停留所は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p>(回数券及び定期券)</p> <p>第 3 条 <u>条例別表第 2(3)</u>の回数券は、松江市コミュニティバス回数券(様式第 1 号)とする。</p> <p>2 <u>条例別表第 2(4)</u>の定期券は、松江市コミュニティバス定期券(様式第 2 号)とする。</p> <p>(料金の減額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定によりコミュニティバスの料金から次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減額する。</p> <p>(1) <u>別表第 3</u>左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合 同表右欄に掲げる額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>島根コミュニティバス</u></p>	<p>(回数券及び定期券)</p> <p>第 3 条 <u>条例別表第 2(2)</u>の回数券は、松江市コミュニティバス回数券(様式第 1 号)とする。</p> <p>2 <u>条例別表第 2(3)</u>の定期券は、松江市コミュニティバス定期券(様式第 2 号)とする。</p> <p>(料金の減額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定によりコミュニティバスの料金から次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減額する。</p> <p>(1) <u>別表第 2</u>左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合 同表右欄に掲げる額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>1 略</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1910 320 1953">路線系</td> <td data-bbox="320 1910 635 1953">運行区間</td> <td data-bbox="635 1910 802 1953">運行日及び</td> </tr> </table>	路線系	運行区間	運行日及び	
路線系	運行区間	運行日及び		

名	統	運行回数						
		番	起点・ 終点	経由地	往復 の程 別	キ ロ メ ー ト	平 日	学 校 休 日 ・ 祝 日
沖泊線	1	沖泊	野井・野	往	3	2	2	1
			波・佐波・ 加賀別 所・マリン プラザ	復	0. 2			
	川津	前・マリン ゲート 前・楡木・ 垣の内・上 講武入 口・西持田	復	3	2	2	1	
			0. 2					
2	沖泊	野井・野	往	2	3	3	1	
		波・佐波・ 加賀別 所・マリン プラザ	復	9. 2				
川津	前・垣の 内・上講武 入口・西持 田	復	2	1	1	0		
		9. 2						
3	沖泊	野井・野	往	2	1	1	0	
		波・マリン プラザ	復	7. 3				
		前・垣の 内・マリン						
	川津	ゲート	復	2	0	0	1	

		前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	7. 3				
4	沖泊	野井・野往 波・佐波・加賀別所・マリンプラザ	3 2. 2	0	0	1	
	川津	前・垣の復 内・マリ ンゲート 前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	3 2. 2	2	2	1	
5	沖泊	野波・佐復 波・加賀別所・マリ ンプラザ	1 6. 2	1	1	0	
	楡木	前・垣の 内・マリ ンゲート前					
野井線	1 JF野井出張所前	沖泊・野往 波・マリ ンプラザ 前・垣の 内・マリ ン	2 7. 3	2	2	0	
	川津	ゲート復	2	2	2	0	

		前・楡木・ 大 芦 別 所・上講武 入口・西持 田	7. 3				
2	JF 野井 出張所 前 川津	沖 泊 ・ 野 波 ・ 佐波 ・ 加 賀 別 所 ・ マリン プ ラ ザ 前 ・ 垣 の 内 ・ 上 講 武 入 口 ・ 西 持 田	往 2 9. 2 復 2 9. 2	1	1	0	
3	JF 野井 出張所 前 川津	沖 泊 ・ 野 波 ・ 佐波 ・ 加 賀 別 所 ・ マリン プ ラ ザ 前 ・ マリン ゲ ー ト 前 ・ 楡木 ・ 垣 の 内 ・ 上 講 武 入 口 ・ 西 持 田	往 3 0. 2 復 3 0. 2	1	1	0	
4	JF 野井 出張所 前 川津	沖 泊 ・ 野 波 ・ 佐波 ・ 加 賀 別 所 ・ マリン プ ラ ザ 前 ・ 垣 の	往 3 2. 2	1	1	1	

		内・マリン ゲート 前・楡木・ 大芦別 所・上講武 入口・西持 田					
5	JF野井	沖泊・野 波・佐波・ 加賀別 所・島根小 学校・マリ ンプラザ 前・垣の 内・マリン ゲート 前・楡木・ 大芦別 所・上講武 入口・西持 田	往3	1	1	0	
	出張所 前		0.				
	川津		2				
6	JF野井	野波・佐 波・加賀別 所・マリン プラザ 前・垣の 内・マリン ゲート 前・楡木・ 大芦別 所・上講武	往2	0	0	1	
	出張所 前		7.				
	川津		0				

		入口・西持 田					
島根 小線	1 島根小 学校前	島根小学 校・マリン プラザ 前・垣の 内・マリン	往	1	0	0	1
		川津		5.			
		ゲート 前・楡木・ 大芦別 所・上講武 入口・西持 田		2			
	2 加賀別 所 垣の内	マリンプ ラザ前・マ リンゲー ト前・楡木	復	1	0	0	1
				0.			
				3			

別表第2(第2条の2関係)

<p>その他島根町内の停留所</p> <p>沖泊、多古、小波、JF野井出張所前、野井、 雨谷入口、瀬崎、花水樹、野波海浜公園、代 官家橋、野波、釜屋橋、佐波、加賀別所、加 賀別所集会所前、加賀別所下、加賀別所入 口、島根小学校前、島根小学校、島根中学校 前、旧島根支所前、JA島根前、新津集会所 前、マリンプラザ前、JF加賀出張所前、北 垣、垣の内、マリリングート前、マリン保育所 入口、小具、大碓神社前、大芦浜、JF大芦出 張所前、楡木、海鳥、海鳥上、山陰家庭学院 前、大芦別所</p>
--

別表第3(第4条関係)

別表第2(第4条関係)

減額の適用を受け るための資格等	証する書類 等	減額する額		減額の適用を受け るための資格等	証する書類 等	減額する額	
		定額 料金	定期 券料 金			定額 料金	定期 券料 金
略				略			
松江市立美保関小 学校、松江市立島 根小学校、松江市 立美保関中学校、 松江市立島根中学 校の児童生徒で、 通学のためにコミ ュニティバスを利 用するもの	松江市教育 委員会の発 行する乗車 証	全額	全額	松江市立八雲小学 校、松江市立揖 屋小学校、松江市 立意東小学校、 松江市立八雲中学 校の児童生徒で、 通学のためにコミ ュニティバスを利 用するもの	松江市教育 委員会の発 行する乗車 証	全額	全額
				松江市立揖屋幼稚 園、松江市立揖屋 保育園の園児で、 通園のためにコミ ュニティバスを利 用するもの	市長の発行 する通園乗 車証		
略				略			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。